

国海員第 2 9 2 号
令和 4 年 1 月 2 5 日

交通政策審議会
会長 金本 良嗣 殿

国土交通大臣
齊藤 鉄夫



交通政策審議会への諮問について

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 7 6 号）第 6 0 条第 2 項の規定により読み替えて適用される同法第 5 7 条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第 3 9 8 号

船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について

諮問理由

船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則を別紙のとおり改正することについて、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

(別紙)

船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について

第一 船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成三年運輸省令第三十六号）の一部改正

一 船員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことに準ずる事実は、船員が特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求し、一歳に満たない者を現に監護していること等とする。

二 船員から妊娠又は出産等についての申出があった場合において、事業主が当該船員に知らせる事項は、次のとおりとする。

1 育児休業に関する制度

2 育児休業申出の申出先

3 育児休業給付に関する事

4 船員が育児休業期間について負担すべき社会保険料の取扱い

三 事業主が船員に対して、二の事項を知らせる場合の方法及び育児休業申出に係る船員の意向を確認するための措置は、次のとおりとする。

1 面談

2 書面の交付

- 3 ファクシミリを用いた書面の送信
- 4 電子メール等の送信
- 四 育児休業申出が円滑に行われるようにするための雇用環境の整備に関する措置は、次のとおりとする。
 - 1 船員の育児休業の取得に関する事例の収集及び当該事例の提供
 - 2 船員に対する育児休業に関する制度及び育児休業の取得促進に関する方針の周知
- 五 その他所要の改正を行うこととする。